

産業廃棄物処分業許可証

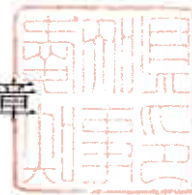
住所 刈谷市一里山町家下 80 番地

氏名 サンワ境リサイクル 株式会社
代表取締役 飯田 武司 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 令和 7 (2025) 年 1 月 20 日
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 12 月 26 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (混練、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 混練

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、動植物性残さ、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、鋳さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 10 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設



許可番号第 02320213472 号

(1) 混練施設

ア 設置場所

刈谷市西境町治右田 7 6 番 3

イ 設置年月日

平成 17 年 2 月 21 日

ウ 処理能力

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

72t/日（6t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 混練施設

ア 設置場所

刈谷市西境町治右田 7 6 番 3

イ 設置年月日

平成 21 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

72t/日（6t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

複写厳禁



該当なし

(3) 破碎施設

ア 設置場所

刈谷市西境町治右田 7 6 番 3

イ 設置年月日

令和 4 年 3 月 3 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

3.96t/日 (0.495t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

5.568t/日 (0.696t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

燃え殻又はダスト類若しくはその両方を含む混練処理後のものについて、脱酸剤として再利用すること。再利用できない場合には、産業廃棄物として処分すること。

4 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 12 月 27 日 新規許可

令和 7 年 1 月 20 日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複写厳禁

